

入札公告 兼 入札説明書

次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び国保中央病院組合契約規則（平成13年4月国保中央病院組合規則第1号）第2条第1項の規定により、公告します。

令和7年6月9日

国保中央病院組合
管理者 高江 啓史

1. 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 国保中央病院感染性廃棄物等収集運搬処理業務委託
- (2) 詳 細 別に定める仕様書のとおり
- (3) 履 行 場 所 奈良県磯城郡田原本町宮古404-1 国保中央病院構内
中間処理業務受託者の処理施設および提携する最終処分地
- (4) 契 約 期 間 令和7年8月1日～令和8年7月31日（1年間）
- (5) 契 約 方 法 一般競争入札
- (6) 入札方法等
 - ① 1年の総額で入札を行います。
 - ② 本入札は、郵便入札で行います。入札書の提出方法は郵送のみ（一般書留又は簡易書留のいずれか）とし、持参その他の方法によるものは無効となりますので、ご注意ください。
 - ③ 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税（10%）を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、当該加算される額を考慮して、入札書に記載してください。

2. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件のすべてに該当する者が、この入札に参加することができます。

- (1) 国保中央病院組合契約規則第3条第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 国保中央病院組合、川西町、三宅町、田原本町、広陵町又は奈良県（以下、「本組合等」という。）のいずれかの競争入札等参加資格者名簿において取扱営業種目U医療・感染性廃棄物収集運搬処分又はこれと同等の営業種目に関する業者登録をしている法人であること。
- (3) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務状況にあること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であ

ること。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づく再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- (6) 民事執行法（昭和54年3月30日法律第4号）による差押等金銭債権に対する強制執行、もしくは国税、地方税その他公課について滞納処分の執行を受け支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (7) 公告日現在において、国税及び地方税を滞納していない者。
- (8) 公告日現在において、本組合等の入札参加停止等措置要領に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (9) 過去5年間（令和2年～令和6年）において、100床以上の病院と医療・感染性廃棄物収集運搬処分業務委託契約を締結し、12ヶ月以上継続して誠実に履行した実績を有する者であること。
- (10) 奈良県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (11) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。
 - ② 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
 - ③ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者。
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
- (12) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づく特別管理産業廃棄物（感染性）収集運搬業（奈良県及び当該廃棄物の搬入先所在地の許可）及び特別管理産業廃棄物（感染性）処分業の許可を受けている者であること。なお、いずれか一方の許可しか受けていない者は、他方の許可を受けている者と業務提携を行っていること。

- (13) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業（奈良県及び当該廃棄物の搬入先所在地の許可）及び産業廃棄物処分業の許可を受けている者であること。なお、いずれか一方の許可しか受けていない者は、他方の許可を受けている者と業務提携を行っていること。
- (14) 中間処理の方法については、感染性廃棄物処理マニュアル（令和7年4月環境省環境再生・資源循環局発行）に定める方法とし、1日当たりの処理能力が2トン以上の施設設備を有する者であること。
- (15) 日本産業廃棄物処理振興センター（JWNET）による電子マニフェストを使用することができる者であること。

3. 日程

この入札に関する日程の概略は次のとおりです。

一般競争入札の公告	令和7年6月9日（月）
質疑の受付期間	令和7年6月9日（月）～6月13日（金）
質疑の回答期限	令和7年6月17日（火）
入札資料配布期間	令和7年6月9日（月）～6月20日（金）
入札参加資格審査申請の受付期間	令和7年6月9日（月）～6月20日（金）まで
入札参加資格確認結果通知	令和7年6月23日（月）以降
入札書到達期限	令和7年7月8日（火）
開札日	令和7年7月9日（水）

4. 入札手続等

- (1) 仕様書等の交付期間及び場所

① 交付期間

令和7年6月9日（月）9時00分～令和7年6月20日（金）17時00分まで

② 交付場所

本組合ホームページ (<https://www.kokuho-hp.or.jp/>) からダウンロードしてください。

- (2) 入札参加資格審査申請書の提出期限及び場所

① 提出期限

ア 持参の場合：令和7年6月20日（金）17時00分まで

イ 郵送の場合：令和7年6月20日（金）必着

② 提出方法

持参又は郵送に限ります。

ア 持参の場合

土・日・祝日を除く 9 時 0 0 分から 1 7 時 0 0 分の間に提出してください。

(1 2 時 1 5 分から 1 3 時 1 5 分の間は除く)

イ 郵送の場合

提出期限必着とし、書留郵便により提出してください。

③ 提出場所

国保中央病院組合 企画総務課

④ 提出書類

下記のとおり各 1 部を提出してください。

ア 入札参加資格審査申請書 (様式第 1 号)

イ 本組合等の競争入札参加資格審査申請書にかかる受領書の写し

ウ 実績調書 (様式第 3 号) 及び契約実績が確認できる書類の写し

エ 所在地を証する書類 (登記簿謄本等)

オ 国税及び地方税に滞納がないことの証明書

カ 処理業務の具体的計画 (別紙様式 8)

※ 輸送経路地図を添付してください。

キ 特別管理産業廃棄物 (感染性) 収集運搬業の許可証の写し (奈良県及び中間処理場の所在する都道府県市)

ク 特別管理産業廃棄物 (感染性) 処分業の許可証の写し

ケ 産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し (奈良県及び中間処理場の所在する都道府県市)

コ 産業廃棄物処分業の許可証の写し

サ 収集運搬業者と中間処理業者の会社概要 (パンフレット等会社概要を記載のもの)

シ 感染性廃棄物回収容器の仕様及び写真

ス 収集運搬で使用する車両の写真及び車検証の写し

セ 収集運搬業者と中間処理業者との業務提携書 (別紙様式 9)

ソ 中間処理業者と最終処分業者との業務提携の契約書の写し

タ 電子マニフェストシステム (J W N E T) 加入証の写し (収集運搬業者・処分業者、各区分のもの)

※ 様式のないものは、任意の様式で結構です。

※ イの書類については、国保中央病院組合に登録している者は提出不要です。

※ 商業登記簿等謄本、納税証明書等の各種証明書類は、申請直前 3 月以内に発行されたものであること。(写し可)

- ※ エ、オの書類については、国保中央病院組合に半年以内に登録した者は提出不要です。法人登記簿謄本等は、申請直前半年以内に発行されたものであること。(写し可)

5. 質問の受付及び回答

(1) この入札に関する質問の受付期間

- ① 令和7年6月9日(月)から令和7年6月13日(金)まで。
(土・日を除く平日の8時30分から17時00分まで、ただし6月13日は16時00分まで)
- ② 質疑が生じた場合は、質疑書(様式第4号)によりメールで送信し、電話により受信の有無を確認してください。

担当課：国保中央病院組合 企画総務課

TEL 0744-32-8800(代表)

メールアドレス info@kokuho-hp.or.jp

(2) 回答

質問内容及びそれに対する回答を令和7年6月17日(火)17時00分までに国保中央病院ホームページに掲載します。なお、回答を変更することがありますので、随時ホームページで確認してください。

ホームページURL：<https://www.kokuho-hp.or.jp/>

6. 入札書の提出方法等

(1) 提出方法

入札書の提出方法は郵送のみとし、持参その他の方法によるものは無効とします。

(2) 郵送方法

一般書留又は簡易書留のいずれかの方法によるものとし、普通郵便その他の方法によるものは無効とします。なお、開札が終わるまで差出控えを保管しておいてください。

(3) 到達期限

令和7年7月8日(火)

※郵便事情を考慮した上で郵送してください。また、郵便物が到着しているか否かの問い合わせについては一切応じません。

(4) 封筒等の記載方法等

- ① 初度入札、再度入札用の内封筒2通を用意してください。それぞれに「令和7年7月9日開札 国保中央病院感染性廃棄物等収集運搬処理業務委託に係る入札書(初度入札)、入札者住所、商号、代表者名」、「令和7年7月9日開札 国保中央病院感染性廃棄物等収集運搬処理業務委託に係る入札書(再度入札)、入札者住所、商号、代表者名」を記載し、代表者印を押印してください。(「郵便入札による入札書封筒の記載方法等」参照)

- ② ①の内封筒に入札書を入れ封印します。
 - ③ 外封筒には8（14）に定める住所と国保中央病院組合企画総務課長宛ての親展とし、令和7年7月9日開札 国保中央病院感染性廃棄物等収集運搬処理業務委託に係る入札書在中と記載してください。
（「郵便入札による入札書封筒の記載方法等」参照）
 - ④ ②の内封筒（封印した入札書）を③の外封筒に入れて、一般書留又は簡易書留で郵送してください。
 - ⑤ 予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度（2回目）の入札を行いますが、辞退する場合は入札辞退届（再度の入札用）（様式第7号の2）を外封筒に同封してください。
- （5） 入札書の日付は、令和7年7月9日としてください。
 - （6） 再度入札を行うこととなった際に、初度入札に係る入札書のみ郵送されているときは、再度入札を辞退したものとしします。
 - （7） 封緘された入札書が初度又は再度の明記の区別なく郵送されたとき、又はそれぞれの入札書が1通に封緘されて郵送されたときは、同一入札者がなした2以上の入札に該当するものとし、無効の取り扱いとなります。
 - （8） 入札書の撤回等
入札書が国保中央病院に到達した日をもって入札書の提出があったものとみなし、これ以降、入札書の撤回、書換え又は引換え等（辞退を除く。）は一切認めません。同じ入札案件において2通以上の郵便で入札書を送付した場合は、全て無効とします。
 - （9） 辞退
入札を辞退する場合は、開札までに入札辞退届（様式第7号の1）を8（14）に示す契約担当課に持参又は郵送により提出してください（必着）。
 - （10） その他
 - ① 入札書の提出等に要する費用は入札者の負担とします。
 - ② 入札書の到達確認等の問い合わせには一切応じません。

7. 開札

提出された入札書は、入札参加者又は入札参加者の代理人に対して、次のとおり公開で開札します。開札への立会いは任意ですが、1業者につき1名のみ立会とし、立合いの際には入札執行者の指示に従ってください。立合いを希望される場合は、競争入札参加決定通知書を持参して、開札場所に開札日時までに集合してください。なお、代理人が立ち会う場合は、競争入札参加決定通知書を持参のうえ、立会人委任状（様式第6号）を提出してください。入札参加者又は入札参加者の代理人が立会わない場合は、本件入札事務に関係のない職員を立会わせます。

- （1） 開札日時

令和7年7月9日（水）10時00分

(2) 開札場所

奈良県磯城郡田原本町宮古404-1

国保中央病院 緩和ケア病棟1階 ASUKAホール

(3) 落札者の決定

予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(4) 同額の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定

落札者となるべき同額の入札者が2人以上あるときは、下記の抽選方法で直ちにくじにより落札者を決定します。

(郵便入札におけるくじによる抽選方法)

①くじ番号の付与

開札の結果、落札となるべき同額の入札書類の郵送に用いられた書留郵便に付された「お問い合わせ番号」（以下「書留番号」という。）（11桁）の下3桁の小さいものから順に「くじ番号」（0、1、2・・・）を付与します。（※下3桁が同一の場合は、下4桁目以降高い桁の数字を順次参照し決めます。）

〈例〉

業者名	書留番号	書留番号の下3桁	くじ番号
A社	***-**-03428-1	281	0
B社	***-**-13229-1	291	1
C社	***-**-24629-7	297	2

②落札者（候補者）の決定

1. 書留番号の下3桁の数字を合計し、その合計額を同額入札者の数で除算し、余りを算出します。
2. 「1」で算出した余りの数と、上記①で付与したくじ番号が同一の入札参加者を落札者（事後審査型等の場合は、第1順位の落札候補者）とします。
3. 事後審査型入札において、第2順位及び第3順位の者を決定する場合は、第1順位のくじ番号に1を足したくじ番号の入札参加者を第2順位とし、第2順位のくじ番号に1を足したくじ番号の入札参加者を第3順位とします。

〈例〉

A社（書留番号下3桁） 281
B社（書留番号下3桁） 291
C社（書留番号下3桁） 297

合計 $281 + 291 + 297 = 869$
余り $869 \div 3 = 289 \cdots \underline{\underline{2}}$

順位	業者名	くじ番号	備考
1位	C社	2	余りの「2」と同一のくじ番号の『C社』が第1順位
2位	A社	0	$2+1=「3」$ のくじ番号が存在しないのでくじ番号「0」の『A社』

3 位	B 社	1	0+1 = 「1」と同一のくじ番号の『B社』
-----	-----	---	------------------------

- (5) 2 回の入札を行った結果、予定価格に達せず落札者のない場合は、2 回目の入札で最低価格を提示した者と随意契約締結の協議を行うことがあります。

8. その他

(1) 入札保証金

免除とします。ただし、落札者が落札後契約を締結しない場合は国保中央病院組合契約規則第 4 条の規定に基づき、損害賠償を請求する場合があります。

(2) 契約保証金

契約締結と同時に契約期間で発生する金額総額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付してください。ただし、受託者が次の①もしくは②に該当するものであるときは、契約保証金を免除します。

- ① 保険会社との間に国保中央病院を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- ② 過去 2 年間に国又は官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができます。

- ① 契約保証金に代わる担保となる有価証券
- ② 銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証を証する書面

(4) 入札書の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、国保中央病院組合契約規則第 12 条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

(5) 契約書の作成の要否

当組合所定の契約書により、作成します。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(7) 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次の①から③までに該当する事由があると認められたときは、契約を締結しないものとします。

- ① 2 の (11) ①から⑤までに該当する者であると認められたとき。
- ② 営業活動に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が 2 の (11) ①から⑤に該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ③ この業務の履行に係る下請契約等において 2 の (11) ①から⑤のいずれかに該当する者

をその相手方とした場合において、（上記②に該当する場合を除く。）国保中央病院組合が下請契約等の解除を求め、これに従わなかったとき。

（８） 契約の解除

契約締結後、契約者について（７）の①から③までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を国保中央病院組合に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は国保中央病院組合契約規則第３２条第２項の損害賠償金を納付しなければなりません。

（９） 一般競争入札の執行の取消について

一般競争入札を行うにあたり、不正その他の理由により競争の実益がないと認めるとき、又は天災地変等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を取消又は延期することがあります。

（１０） 長期継続契約

当該入札により委託契約を締結する「国保中央病院感染性廃棄物等収集運搬処理業務委託」は、地方自治法施行令第１６７条の１７（昭和２２年政令第１６号）及び国保中央病院組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成２７年４月国保中央病院組合条例第１号）に基づき、長期継続契約とします。

（１１） 契約条項

法令等に基づく長期継続契約は、翌年度以降の債務を負担する予算を定めることなく長期の契約を締結するものであり、翌年度以降の予算が保証されているものではありません。よって、契約書には「この契約の締結日に属する年度の翌年度以降の国保中央病院組合収支予算において、委託料が減額又は削除されたときは、当該契約を変更又は解除する」旨の条項を盛り込みます。なお、当該契約の変更・解除により受注者に損害を与えたときは、合理的算定方法により実損額を両者で協議し、損害賠償額を定めるものとします。

（１２） 支払いの条件

委託料の請求は、廃棄物の区分別に１ヶ月の排出量と納入容器代の税抜の契約単価を乗じて得た額を翌月１０日までに請求してください。当該請求額に消費税及び地方消費税を加算した額を請求書の受理日から１ヶ月以内に支払うこととします。

（１３） その他必要事項

詳細は、仕様書によります。

（１４） 契約を担当する者の名称、所在地等

〒６３６－０３０２ 奈良県磯城郡田原本町宮古４０４－１

国保中央病院組合 企画総務課

TEL ０７４４－３２－８８００

FAX ０７４４－３２－８８１１

E-mail info@kokuho-hp.or.jp